

令和5年4月1日より、  
常時雇用する労働者が1  
000人を超える事業主  
には、男性の育児休業等  
の取得状況を年に1回公  
表することが義務付けら  
れます。常時雇用する労

用労働者と同等と認めら  
れる者も含みます。

公表する内容は「公表  
前事業年度（公表日の属  
する事業年度の直前の事  
業年度）中に、配偶者が  
出産した男性労働者数」

のうちの

①「育児休業等を  
した男性労働者の  
数」

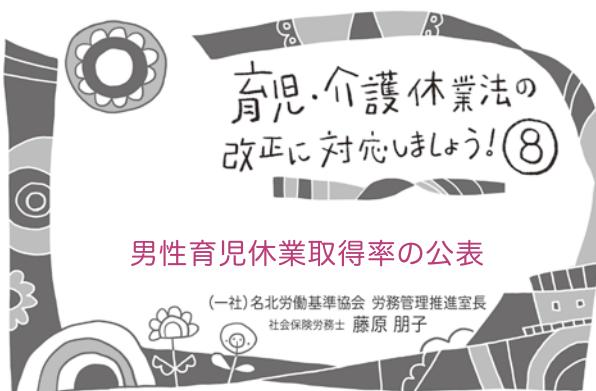
もしくは

②「育児休業等を  
した男性労働者の数  
+ 小学校就学前の子  
の育児を目的とした  
休暇制度（育児目的  
休暇制度）の利用者  
数」の割合（小数第  
1位以下切り捨て）

です。

## 男性育児休業取得率の公表

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長  
社会保険労務士 藤原朋子



労働者には、無期雇用労働  
者だけでなく、期間の定  
めがあつても過去1年以上  
引き続き雇用されている者や、労働契約が反復  
更新されて事実上無期雇

用効率等とは、育児・介  
護休業法に規定する  
育児休業、出生時育  
児休業などのことです。  
また、育児目的休暇制度  
は、就業規則等に育児目  
的と明示されている法定  
を超える制度のことです、  
年次有給休暇を除きます。

を取得した場合も1人と  
して数えます。事業年度  
をまたがつて休業を取得  
した場合は、休業開始日  
を含む事業年度の取得、  
分割して取得した場合は  
最初の育児休業等の取得  
としてカウントします。

得率を公表していくこと  
により、男性の育児休業  
取得に対する躊躇や偏見  
が減り、全体的な男性の  
育児休業取得率が高くな  
っていくことが期待され  
ます。また、高い取得率  
を公表することにより、

公表にあたっては、算定  
期間の公表前事業年度の  
期間と①②のどちらによ  
る算出かも併せて明示し  
ます。人数は、同一の子につ  
いて育児休業等を複数回  
取得した場合や、育児休  
業と育児目的休暇の両方

対象事業主は、この育  
児休業取得率を自社のホ  
ームページや厚生労働省  
のウェブサイト「両立支  
援のひろば」などで、一  
般の人が閲覧できるよう  
に公表しなければなりま  
せん。公表時期は、公表  
前事業年度終了後、概ね  
3か月以内とさ  
れています。

愛知県下各労働基準協  
会では改正育児・介護休  
業法に関する「労働者・  
出産育児を申し出た労働  
者へのインターネット研  
修」「労務人事・相談窓  
口担当者向けインターネ  
ット研修」「育児休業・  
パパ活の相談代行」を  
実施しています。

詳しくは、次のQRコ  
ードもしくは当協会総合  
(厚生労働省)  
令和3年度雇用  
均等基本調査よ  
り)。大企業が  
男性育児休業取  
得率を公表していくこと  
により、男性の育児休業  
取得に対する躊躇や偏見  
が減り、全体的な男性の  
育児休業取得率が高くな  
っていくことが期待され  
ます。また、高い取得率  
を公表することにより、

ワークライフバランスを  
大切にする若者に対する  
企業イメージのアップに  
も大きく寄与すると考  
えられます。



①「育児休業・パパ活研修」「労働者からの  
相談代行」案内

②勤労者労働総合相談  
センター

イラスト・木村武司